

入 札 説 明 書

1 契約担当課（問合せ先）

公益財団法人広島市農林水産振興センター 事務局
〒739-1751
広島市安佐北区深川八丁目30番12号
電話 082-845-4770

2 調達内容

(1) 業務名

広島市水産振興センター海水管内清掃その他業務

(2) 履行の内容等

本業務は、施設内への海水の供給を維持するため、海水管内等の清掃を行うとともに、発生する汚泥の処理を行うものである。

詳細は、別紙「仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年10月30日まで

(4) 予定価格

2,270,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(5) 履行場所

広島市水産振興センター
広島市西区商工センター八丁目5番1号

3 入札方式

(1) 本件業務の入札方式は、入札後資格確認型一般競争入札である。

(2) 入札後資格確認型一般競争入札は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わず、開札を行った後において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した最低入札価格提示者（落札候補者）がある場合に、落札者の決定を保留した上で、落札候補者に一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書等」という。）を提出させ、その入札参加資格を有することを確認した場合に、落札者として決定するものである。

(3) また、最低入札価格提示者が次に掲げる場合に該当するときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した者のうち、次順位の入札価格提示者から順次、前記(2)と同様にして、その入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定するものとする。

- ・入札参加資格を有していないと確認した場合
- ・無効な入札の場合

4 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び公益財団法人広島市農林水産振興センター契約規則（以下「規則」という。）第3条第2項の規定に該当しない者であること。

[公益財団法人広島市農林水産振興センター契約規則]

第3条 一般競争入札に参加できる者は、あらかじめ、広島市において、広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第3条第3項の規定により作成された名簿に登載されている者とする。

2 理事長は、前項に規定する名簿に登載された者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について一般競争入札の参加資格を取り消し、3年間一般競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは、その期間を短縮することができる。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 一般競争入札、指名競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和 8・9・10 年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-7 建物附属設備、機械設備（施設維持管理業務に掲げているものを除く。）の保守点検・運転管理」及び「30-12 廃棄物の収集・運搬・処理、浄化槽の清掃・保守点検」に登録されている者であること。
- (3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 次に掲げる条件をいずれも満たしている者であること。
- ア 業務履行場所から発生する汚泥（有機性）を収集し、中間処理を行う施設まで運搬することに必要となる、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者。
- イ 業務履行場所から発生する汚泥（有機性）を中間処理（脱水、乾燥（天日乾燥含む。）、焼却又は固化）することに必要となる、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項に基づく産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を受けている者。

5 資格確認申請書等の書類の交付方法

本センターのホームページ（後記 14(9)参照のこと。以下同じ。）からダウンロードできる。

6 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所
本センターのホームページからダウンロードできる。
- (2) 入札説明書、仕様書等の交付方法
本センターのホームページからダウンロードできる。
- (3) 仕様書等に関する質問
 - ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。
なお、仕様書等に関する質問書は、本センターのホームページからダウンロードできる。
 - (ア) 提出方法
持参又は郵送（配達証明付書留郵便）とする。
 - (イ) 提出期間
 - a 持参する場合
入札公告の日から令和 8 年 8 月 24 日（月）までの日（広島市の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
 - b 郵送する場合
入札公告の日から令和 8 年 8 月 24 日（月）の午後 5 時まで（必着）
 - (ウ) 提出場所（先）及び問合せ先
前記 1 に同じ。
 - イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開所日以後において、次のとおり閲覧に供す

る方法で回答する。

(7) 閲覧期間

令和8年8月27日(木)から令和8年9月1日(火)までの日(広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(4) 閲覧場所

前記1に同じ。

7 入札の方法

(1) 入札金額は、総価を記載すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、入札書と同時に提出すること。入札金額内訳書の提出がない場合は、その者のした入札を無効とする。

8 入札書等の提出方法等

(1) 入札書等の提出方法

入札書等は、持参又は郵送(配達証明付書留郵便)により提出すること。

ア 持参する場合

入札書の持参により入札に参加する場合は、次の(7)から(9)までに掲げる書類を入れたそれぞれの封筒を同一の持参用の封筒に入れ、その封筒には、などを付して封字し、封筒の表に「令和8年9月2日開札「広島市水産振興センター海水管内清掃その他業務に係る入札書等」在中」と朱書するとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号又は名称、FAX 番号及び業者番号を記載し、後記(2)アの提出期間(以下「持参提出期間」という。)内に後記(3)に持参すること。

入札書等が持参提出期間内に持参されなかった場合は、当該入札に参加していない扱いとする。

(7) 入札書

入札書には、入札金額等の必要事項を記載し、記名・押印(押印は、あらかじめ使用印鑑として広島市に届け出ている印鑑によること。)した上、定形封筒(長形3号又は長形4号(JIS規格))に入れ、などを付して封字すること。封筒の表に「令和8年9月2日開札「広島市水産振興センター海水管内清掃その他業務に係る入札書」在中」と表示し、商号又は名称を記載(いずれも黒色で可)すること。

なお、入札書は、本センター所定の様式(本センターのホームページに掲載。)を使用して作成すること。

(4) 委任状

代表者及び届出代理人(代表者から継続して委任を受けている旨の届出がされている者)(以下「代表者等」という。)でない者が、当該入札において代理人(届出代理人から委任を受けている復代理人を含む。)として入札する場合は、代表者等からの委任状を前記(7)の封筒に同封すること。

代理人として入札する場合は、入札書の入札者住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

(入札者住所氏名欄の記載例)

〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

上記代理人 〇〇 〇〇 印

なお、委任状は、本センター所定の様式(本センターのホームページに掲載。)を使用して作成すること。

(ウ) 入札金額内訳書

入札書に記載した入札金額に対応した入札金額内訳書を、積算金額が他の者に知られないよう積算し、封筒に入れて〆などを付して封字すること。封筒の表に「令和8年9月2日開札「広島市水産振興センター海水管内清掃その他業務に係る入札金額内訳書」在中」と表示し、商号又は名称を記載（いずれも黒色で可）すること。

なお、入札金額内訳書は入札書記載金額に対応した（金額が一致している）ものであること。作成方法は「入札金額内訳書作成手引」による（本センターのホームページに掲載。）。入札金額内訳書は、本センター所定の様式（本センターのホームページに掲載。）を使用して作成すること。

イ 郵送（配達証明付書留郵便）する場合

入札書の郵送（配達証明付書留郵便）により入札に参加する場合は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる書類を入れたそれぞれの封筒を同一の郵送用の封筒に入れ、その封筒には、〆などを付して封字し、封筒の表に「令和8年9月2日開札「広島市水産振興センター海水管内清掃その他業務に係る入札書等」在中」と朱書するとともに、封筒の裏に入札参加者の住所、商号又は名称、FAX 番号及び業者番号を記載し、後記(2)イの提出期間（以下「郵送提出期間」という。）内に後記(3)に郵送（配達証明付書留郵便）すること（「入札書等の郵送方法」（本センターのホームページに掲載。）参照）。

入札書等が郵送提出期間内に郵送（配達証明付書留郵便）されなかった場合は、当該入札に参加していない扱いとする。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(ア) 入札書

入札書には、入札金額等の必要事項を記載し、記名・押印（押印は、あらかじめ使用印鑑として広島市に届け出ている印鑑によること。）した上、定形封筒（長形3号又は長形4号（JIS規格））に入れ、〆などを付して封字すること。封筒の表に「令和8年9月2日開札「広島市水産振興センター海水管内清掃その他業務に係る入札書」在中」と表示し、商号又は名称を記載（いずれも黒色で可）すること。

なお、入札書は、本センター所定の様式（本センターのホームページに掲載。）を使用して作成すること。

(イ) 委任状

代表者及び届出代理人（代表者から継続して委任を受けている旨の届出がされている者）（以下「代表者等」という。）でない者が、当該入札において代理人（届出代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、代表者等からの委任状を前記(ア)の封筒に同封すること。

代理人として入札する場合は、入札書の入札者住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

（入札者住所氏名欄の記載例）

〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

上記代理人 〇〇 〇〇 印

なお、委任状は、本センター所定の様式（本センターのホームページに掲載。）を使用して作成すること。

(ウ) 入札金額内訳書

入札書に記載した入札金額に対応した入札金額内訳書を、積算金額が他の者に知られないよう積算し、封筒に入れて〆などを付して封字すること。封筒の表に「令和8年9月2日開札「広島市水産振興センター海水管内清掃その他業務に係る入札金額内訳書」在中」と表示し、商号又は名称を記載（いずれも黒色で可）すること。

なお、入札金額内訳書は入札書記載金額に対応した（金額が一致している）ものであること。作成方法は「入札金額内訳書作成手引」による（本センターのホームページに掲載。）。入札金額内訳書は、本センター所定の様式（本センターのホームページに掲載。）を使用して作成すること。

(2) 入札書等の提出期間

ア 持参する場合

入札公告の日から令和8年9月1日（火）までの日（広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 郵送（配達証明付書留郵便）する場合

入札公告の日から令和8年9月1日（火）の午後5時まで（必着）

(3) 提出場所（先）

前記1に同じ。

(4) その他

入札書等の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書等の書換え、差換え又は撤回等は一切認めない。

9 開札等

(1) 入札執行課

前記1に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年9月2日（水）午前10時30分

イ 場所 広島市安佐北区深川八丁目30番12号
広島市農業振興センター1階 会議室

(3) 開札

ア 入札参加者のうち開札の立会いを希望する者は、立ち会うことができる。（立ち会うことができる者は、1者につき1名とする。）

イ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者があるときは、落札者の決定を保留した上で、当該者を落札候補者とする。

ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札日の「翌日（休日でない日）」にくじ引きにより落札候補者を決定する。ただし、同価の入札をした者の全てが立ち会っている場合には、開札後直ちに、くじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において、くじを引かない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじを引く。

エ その他開札及び落札候補者の決定に関しては、公益財団法人広島市農林水産振興センター物品売買等に係る入札後資格確認型一般競争入札実施要領に定めるところによる。

10 資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者は、次により、資格確認申請書等を持参して提出しなければならない。

なお、資格確認申請書等に虚偽の記載をした者に対しては、広島市が指名停止措置を行うことがある。

(1) 提出場所

前記1に同じ。

(2) 添付書類

ア 業務履行場所から発生する汚泥（有機性）を収集し、中間処理を行う施設まで運搬することとなる、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し。

イ 業務履行場所から発生する汚泥（有機性）を中間処理（脱水、乾燥（天日乾燥含む。）、焼却又は固化）することとなる、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項に基づく産業廃棄物処分業（中間処理）の許可証の写し。

ウ 産業廃棄物処理施設設置許可証の写し又は検査済証の写し。

(3) 提出部数

提出部数は、1部とする。なお、提出された資格確認申請書等は、返却しない。

(4) 提出期限

令和8年9月2日（水）の午後5時まで。ただし、前記9(3)ウの本文によりくじ引きを行う場合及び当初落札候補者となった者ではない者が落札候補者となった場合は、別途提出期限を指定する。

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(5) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(4)の提出期限までに提出できるよう、あらかじめ準備しておくこと。

11 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記10により提出された資格確認申請書等に基づき、確認する。この場合において、落札候補者は、本センターから資格確認申請書等に関し説明を求められたときは、これに応じなければならない。

なお、落札候補者が、開札日時以後、落札決定までの間に前記4(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは広島市の指名停止措置を受け、又はその他競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

12 落札者の決定

(1) 前記11より一般競争入札参加資格を有すると確認された落札候補者を落札者として決定する。

(2) 落札者を決定したときは、その結果を入札参加者全員に通知する。

13 本件業務の履行に当たって

(1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに公益財団法人広島市農林水産振興センター契約規則等の諸規程及び公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者に該当する事業者が、次に掲げる者として選定されることがないように、必要な措置を講じなければならない。

ア 広島市発注契約に係る下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の当事者

イ 広島市発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者

なお、上記に掲げる事業者が本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件業務の契約を解除し、及び広島市が指名停止措置を行うことがある。

(3) 本件業務の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本センターに報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、広島市が指名停止措置を行うことがある。

14 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 入札回数等

入札回数は、1回限りとし、この結果、落札者（落札候補者）がない場合は、入札を打ち切る。

(4) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除

する。

ア 保険会社との間に公益財団法人広島市農林水産振興センターを被保険者とする履行保証保険を締結して、前記1に提出したとき。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（本センターのホームページからダウンロードできる。）を、前記1に提出したとき。

なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に本センター、国又は地方公共団体（広島市が出資又は設立した公益法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（本センターのホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、本センターによる審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本センターにおいて上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、前記1に申請すること。

(5) 契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日（最終日が、広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日まで）に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アまでに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市が競争入札参加資格を取り消すことがある。また、落札決定を取り消された者は、入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本センター及び落札者がそれぞれ、記名・押印の上、各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は、本センターが交付する。

(6) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

前記により入札を延期し、又は中止したことに伴い入札参加者に発生した損害については、本センターは一切の負担を負わないものとする。

なお、入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行う場合には、本センターのホームページに掲載するので入札前に確認すること。

(7) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 前記2(4)の予定価格を上回る額の入札

オ その他規則第7条各号のいずれかに該当する入札

[公益財団法人広島市農林水産振興センター契約規則]

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札書に記名押印がないもの
- (2) 入札書の記入文字が明確でないもの
- (3) 一の入札に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が提出されたもの
- (4) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
- (5) その他入札に関する条件に違反したもの

(8) 契約の締結

本契約については、落札者を決定した日から5日以内の日（最終日が広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日まで）に、落札者が本センターから交付された契約書に記名・押印して、取り交わすものとする。

(9) その他

入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、公益財団法人広島市農林水産振興センター契約規則その他関係法令等（以下の入札関係資料等を含む。）を承知の上で入札に参加すること。

入札関係資料等は、次のとおりである。

入札関係資料等	掲載場所
01 入札公告（写し） 02 入札説明書 03 委託契約書（案） 04 委託契約約款及び個人情報取扱特記事項 05-01 仕様書 05-02 仕様書（別図1－5） 05-03 特記仕様書 06 入札金額内訳書様式 07 入札金額内訳書作成手引 08 一般競争入札参加資格確認申請書様式 09 仕様書等に関する質問書様式 10-01 入札書様式 10-02 委任状様式 11 入札書等の提出及び郵送方法 12 契約保証金の納付等について 13 契約履行実績による契約保証金の納付の免除について	公益財団法人広島市農林水産振興センターの ホームページ https://www.haff.city.hiroshima.jp/